

○=窓口業務休業日



※掲載日程は変更する場合がありますのでご了承ください。
※講習中止、臨時開催の情報はWebサイトをご覧ください。

4月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
① 小型移動式クレーン																																
② 玉掛け							H、H1																									
③ 車両系(整地等)																	C															
特別教育										テールゲート				小型車両系																		
安全衛生教育等																																
5月		①	②	③	④	⑤	⑥	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
① 小型移動式クレーン																		I、J														
② 玉掛け																																
③ 車両系(整地等)																																
特別教育																									小型車両系							
安全衛生教育等																																
6月		①	2	3	4	5	6	7	⑧	9	10	11	12	13	14	⑮	⑯	17	18	19	20	21	⑳	23	24	25	26	27	28	⑳	30	
		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
① 小型移動式クレーン																																
② 玉掛け																																
③ 車両系(整地等)								N																								
特別教育																									小型車両系							
安全衛生教育等																											職長教育					
7月		1	2	3	4	5	⑥	7	8	9	10	11	12	⑬	14	⑮	16	17	18	19	⑳	㉑	22	23	24	25	26	⑳	28	29	30	31
		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
① 小型移動式クレーン																																
② 玉掛け							H、H1																									
③ 車両系(整地等)																								C								
特別教育																																
安全衛生教育等																																
8月		1	2	③	4	5	6	7	8	9	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	18	19	20	21	22	23	⑳	25	26	27	28	29	30	⑳
		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
① 小型移動式クレーン																				I、J												
② 玉掛け																																
③ 車両系(整地等)																																
特別教育																											小型車両系					
安全衛生教育等																																
9月		1	2	3	4	5	6	⑦	8	9	10	11	12	13	⑭	⑮	⑯	17	18	19	20	㉑	22	⑳	24	25	26	27	⑳	29	30	
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
① 小型移動式クレーン																																
② 玉掛け																																
③ 車両系(整地等)								N																								
特別教育																																
安全衛生教育等																																

※18歳未満で受講の方は、別途同意書が必要です。
※受講料は、テキスト代を含みます。 ※金額はすべて消費税込みです。
※助成金適用コースの場合でも受講料は変わりません。助成金の内容については、下部をご覧ください。

1 小型移動式クレーン運転技能講習(定員10名) つり上げ荷重が5トン未満の移動式クレーンの運転(道路上の走行を除く) 登録番号:香労登録第107号/登録の有効期間の満了日:登録更新中						
コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
I	3	20(13/7)	特になし	○	—	51,000円
J	3	16(10/6)	●クレーン・デリック(旧クレーン、旧デリック含む)または揚貨装置運転士免許保有者 ●床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ●玉掛け技能講習修了者	○	—	46,000円

2 玉掛け技能講習(定員20名) つり上げ荷重が1トン以上のクレーンの玉掛け業務 登録番号:香労登録第109号/登録の有効期間の満了日:登録更新中						
コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
H	3	19(12/7)	特になし	○	—	27,000円
H1	3	16(9/7)	●移動式クレーン、クレーン・デリック(旧クレーン、旧デリック含む)または揚貨装置運転士免許保有者 ●小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ●床上操作式クレーン運転技能講習修了者	○	—	25,000円

3 車両系建設機械(整地・運搬・積み込みおよび掘削用)運転技能講習(定員10名) 機体質量が3トン以上の車両系建設機械(整地等)の運転(道路上の走行を除く) 登録番号:香労登録第108号/登録の有効期間の満了日:登録更新中						
コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
N	6	38(13/25)	特になし	○	—	110,000円
D	3	18(13/5)	自動車運転免許を保有せず、機体質量3トン未満の小型車両系建設機械(整地等)運転特別教育修了後に 6ヵ月以上の運転経験 を有する方(事業者証明が必要) *定期開催しておりません。ご希望の方はお問い合わせください。	○	—	50,000円
C	2	14(9/5)	●大型特殊自動車運転免許保有者 ●不整地運搬車運転技能講習修了者 ●普通、準中型、中型、大型自動車いずれかの運転免許を保有し、つぎの◆いずれかに該当する方 ◆機体質量3トン未満の小型車両系建設機械(整地等)または(解体用)運転特別教育修了後に 3ヵ月以上の運転経験 を有する方(事業者証明が必要) ◆最大積載量1トン未満の不整地運搬車運転特別教育修了後に 3ヵ月以上の運転経験 を有する方(事業者証明が必要)	○	—	45,000円

特別教育 労働安全衛生法第59条第3項に定めるもの							
コース	コース名	日数	時間(学科／実技)	業務内容	助成金	給付金	受講料
2i1	テールゲートリフターの操作の業務	1	6(4／2)	荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作業務	－	－	15,000円
Tr	小型車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用)運転	2	13(7／6)	機体質量3トン未満の車両系建設機械(整地等)の運転業務(道路上の走行を除く)	○	－	18,000円
2f1	フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業	1	6(4.5／1.5)	墜落の危険性がある作業のうち特に危険性の高い業務(高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業〔ロープ高所作業を除く〕などの業務)	○	－	14,000円

安全衛生教育等 労働安全衛生法第60条、60条の2に定めるもの							
コース	コース名	日数	時間(学科／実技)	対象者	助成金	給付金	受講料
3a	職長・安全衛生責任者	2	14(14／－)	現場において部下を直接指揮・監督する職長など(安全衛生責任者教育を兼ねる)	－	－	24,000円

不定期開催							
コース	コース名	日数	時間(学科／実技)	業務内容	助成金	給付金	受講料
Tg	自由研削といしの取替え等(特別教育)	1	6(4／2)	自由研削といしの取替え、取替え時の試運転業務	○	－	13,000円
Tl	低圧電気取扱業務(特別教育)	2	14(7／7)	交流600V以下、直流750V以下の充電電路の敷設や修理、低圧の電路のうち充電部が露出している開閉器の操作の業務	○	－	19,000円
Te	不整地運搬車運転(特別教育)	2	12(6／6)	最大積載量1トン未満の不整地運搬車の運転業務(道路上の走行を除く)	○	－	19,000円
Tv	ローラー(締固め用)(特別教育)	1.5	10(6／4)	締固め用機械の運転業務	○	－	18,000円
2d1	足場の組立て等作業従事者(特別教育)	1	6(6／－)	足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務(地上または堅固な床上における補助作業の業務を除く)	○	－	13,000円
3d	刈払機取扱作業(安全衛生教育等)	1	6(5／1)	刈払機を用いて作業をする方	－	－	13,000円

●出張講習、臨時開催、掲載していない講習などについてはお問い合わせください。

建設業の法人様へ

人材開発

支援助成金のご案内

■助成金を利用して、受講料負担を軽減

■制度対象の講習を多数開催しています

〈建設事業主等に対する助成金制度〉

中小建設事業主が従業員に技能資格を取得させるため、教習機関に委託して技能講習などを受講させた場合に、厚生労働省(労働局管内における施設)からその経費の一部が事業主に対して助成される制度です。

〈助成金の種類〉

- ・経費助成金
- ・賃金助成金

※助成金などの申請・受給の手続き方法、その他詳細は所轄の労働局またはハローワークへお問い合わせください。

※制度の詳細については、厚生労働省Webサイトをご確認ください(検索ワード:建設 助成金)。